

## 鳥取県告示第702号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年1月11日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年11月29日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成23年11月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コンシューマーズサポート鳥取

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

大西 喜久子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市河崎1744-28

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、消費者に対して、消費生活に関する相談・苦情処理、消費者への情報提供・啓発に関する事業を行い、消費者の権利の確立及び自立を支援することにより、消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。